

第 4 章 地域福祉推進のための取り組み

基本目標Ⅰ 安心して生活できる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安全で安心して生活を送るためには、地域での支え合いが必要です。子育て世代や高齢者、障がいのある人など支援を必要とする人たちが地域の中で、その人らしい生活を主体的に送ることができる地域を目指します。

1 ふれあいの機会・場の提供

地域の人が親しく語り合い、ふれあえる機会を増やし、人と人の繋がりを深めていくことで、地域の見守りや支え合いの基礎づくりを行います。

住民の役割	◎日ごろから挨拶や声かけなどを行い、近隣の住民と良好な関係を築きます。 ◎地域活動に積極的に参加し、よりよい関係の構築を図ります。
行政の役割	◎地域の人とのふれあいの機会や場を作るための支援を行います。 ◎住民の「居場所」づくりのための取り組みを推進します。
社協の役割	◎高齢者等、誰もが参加しやすい「ふれあい・いきいきサロン」の開設を支援し、交流の機会の確保を図ります。 ◎「ふれあい・いきいきサロン」の増設や担い手を育成するための研修会を開催します。

2 相談機関の連携と相談活動の充実

日々の生活の中で、困ったり悩んだりした時や支援が必要になった時、気軽に相談しようと思える人や機関が一人でも一つでもあることが重要です。どのような相談内容でも、専門機関が連携することで適切な支援を行うことができます。また、民生委員・児童委員など地域に近い相談員の資質向上に努め、相談活動を充実させていきます。

住民の役割	◎どんな些細なことでも一人で悩まず、身近な人に相談します。
行政の役割	◎専門機関との連携を強化し、情報共有を図りながら適切な支援を行います。 ◎相談窓口の一本化や、相談しやすい窓口の設置を推進します。 ◎相談内容に応じて、適切な相談機関等へ繋げていきます。 ◎困りごと相談、無料法律相談の実施。
社協の役割	◎住民が心配ごと等を民生委員・児童委員に気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員の活動を紹介し、理解促進を図ります。 ◎相談関係機関との連携を強化し、情報共有をしながら問題解決に努めます。

3 情報提供体制の整備

住民が行政からの情報を得る方法として、町広報紙や社協だより、ホームページ、配信メールなどがあります。多くの高齢者はパソコンやスマートフォン、携帯電話でインターネットやメールを使って情報収集することは難しく、紙媒体の情報が非常に重要となります。

広報やホームページを見やすく誰もが理解しやすいものにするとともに、高齢者など支援が必要な人については、日頃、住民と接する機会の多い民生委員や福祉サービス事業者などと連携し、情報提供を充実させていきます。

住民の役割	◎広報紙やホームページなどをしっかり読んで、必要な情報を入手します。 ◎「田布施町メール配信サービス」の登録をして、様々な情報を入手します。
行政の役割	◎町広報紙やホームページを高齢者や障がいのある人にも見やすく分かりやすいものにします。 ◎福祉関係事業者等と連携し、必要な人に必要な情報提供を行える体制を構築します。 ◎「田布施町メール配信サービス」を利用して、様々な情報を提供するように努めます。
社協の役割	◎社協だよりやホームページを活用して、幅広い世代への福祉情報の周知に努めます。 ◎民生委員・児童委員やボランティアなど地域で見守りを行う人と連携して情報提供を行います。

4 見守り体制の強化

どれだけ相談窓口が充実しても、なかなか自分から相談できない人や、相談することができない状況になってしまう人はいます。支援の必要な人を発見するためには見守り体制が充実しなければなりません。

特に高齢者では、認知症の疑いのある人を早期に発見することができれば、適切な支援を行うことで認知症の進行を遅らせることができます。また近年は高齢者を狙った詐欺事件など消費者被害が増加していることもあり、被害を未然に防ぐためにも見守りや声かけの強化が求められます。

住民の役割	◎地域で支援が必要な人をみんなで見守り、何か問題があれば相談機関に連絡をします。
行政の役割	◎「高齢者見守りネットワーク」体制を強化し、徘徊の心配などがあるため、事前登録をしている人の日頃からの見守りを充実させます。 ◎「防犯パトロール隊」による見回りを強化するため、参加者を増やす取り組みを行います。
社協の役割	◎福祉の輪づくり運動による一体的できめ細かい地域の見守り体制や活動を促進します。

5 災害時の支援の強化

近年、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害や、県内では大雨による自然災害が多発したことなどにより町民の防災意識は高まっています。災害による犠牲者を出さないためには、防災訓練や避難準備などの日頃からの備えと、地域住民のつながりによる支え合いが重要となります。

災害時、一人では避難ができない人については、地域の支援者や行政が連携して支援を行います。

住民の役割	◎地域の防災訓練への参加や各種防災マップにより、地域や家庭で災害が起きたときの準備をしておきます。 ◎災害時に自力で避難ができない人は、「避難行動要支援者」への登録を行っておくなど災害に備えた準備をします。 ◎避難行動に支援が必要な人を事前に把握しておき、災害時の避難の方法の検討や、日常的な見守りを通じて、地域の人と良好な関係を構築します。
行政の役割	◎「避難行動要支援者制度」について周知し、地域の支援者や関係機関と連携し、災害時の支援体制を整備します。 ◎障がいのある人や介護の必要な人が安心して避難できるよう「福祉避難所」の体制を整備します。 ◎地域の自主防災活動に対し、研修や情報提供など体制強化のための支援を行います。 ◎「地域ぐるみの防災キャンプ」を実施し、防災についての理解促進を図ります。
社協の役割	◎町内の災害ボランティアの育成・支援を行います。 ◎災害時に町が設置する「災害ボランティアセンター」の適切な運営のため、平時から十分な準備を行います。 ◎いざという時のために「救急医療情報キット」を配布し、緊急時に迅速な対応ができる体制を整備します。

6 生活困窮者対策

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されました。生活困窮者に対し、自立支援相談事業の実施、住居確保給付金等の支援を行うための所要の措置を講ずることとしております。自立相談、就労準備、家計相談など、これまで行っていた自治体とハローワークが一体となった就労支援から、さらに踏み込んだ多様な支援を行い、失業者やニート、引きこもりなど様々な要因で生活困窮に陥って、地域での生活が困難になっている人に対し、その人の状況にあったサービスを提供し、自立に向けた支援を行います。

住民の役割	◎生活に困ったら、役場や社協、東部社会福祉事務所などに相談します。 ◎近くに生活で困っている人がいたら、役場や社協、東部社会福祉事務所などに連絡します。
行政の役割	◎社協や東部社会福祉事務所、ハローワークなどと連携し、生活困窮者の早期発見に努めます。 ◎生活困窮者の住居や就労の場を創出します。
社協の役割	◎地域の身近な相談先として、相談体制を整備する。 ◎町や関係機関との連携を図り、生活困窮者を地域で支援する仕組みや体制づくりを行います。

7 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

高齢者や障がいのある人が地域で生活していく上で、障壁（バリア）となっているものは物理的なものだけでなく社会的、制度的、心理的なものなど様々です。そのような全ての障壁（バリア）に対処するという考え方（バリアフリー）とともに、施設や製品は誰もが使いやすく利用しやすいものにするという考え方（ユニバーサルデザイン）に基づいた取り組みを推進します。

また、山口県が行っている「あいサポート運動」の推進について積極的に取り組みます。

住民の役割	◎障がい特性や高齢者の特徴を理解し、支えあうことで心のバリアフリーを行います。 ◎「あいサポーター」となり障がいのある人への支援の輪を広げていきます。
行政の役割	◎公共施設のバリアフリー化を推進する。 ◎障がい者雇用の促進のためハローワークや福祉事業者との連携を強化する。 ◎ユニバーサルデザイン製品の普及促進を行います。 ◎「あいサポーター」の養成、「サポートマーク」の普及、「あいサポート運動」の啓発を行います。
社協の役割	◎地域や学校で、障がい者や高齢者の移動や生活の困難さを疑似体験するなどの研修や講習を行い、ユニバーサルデザインやバリアフリーの必要性の理解に努めます。 ◎福祉車両の貸し出しを行い、車イスで生活をしている人などの移動を支援し、社会参加の促進を図ります。

基本目標Ⅱ 地域福祉を推進するための体制づくり

基本目標Ⅰの「安心して生活できる地域づくり」を行うため、行政や社協が中心となって地域での連携を推進するためのネットワークの構築に取り組みます。また、支援をする側の体制を整備し、地域福祉を推進します。

1 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で生きがいをもって生活できるよう、医療・介護が連携し、介護予防や住まい、生活支援などを包括的に確保する体制を言います。

医療や介護サービス事業者、関係機関の連携だけでなく、地域住民の主体的な取り組みや、ボランティアによる支援活動を推進し、よりよい体制の構築に向けた取り組みを行います。

また、国が推進している精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築を検討していきます。

住民の役割	◎介護予防や健康づくりを積極的に行うなど、介護が必要な状態にならないように努めます。 ◎地域で支援を行うボランティアとして活動を行います。
行政の役割	◎医療機関や介護サービス事業所との更なる連携・情報共有を図り、体制の強化を行います。 ◎介護予防や健康づくりのための事業を推進します。
社協の役割	◎地域の支援ボランティアの育成を行います。 ◎地域の住民が抱える問題を早期に発見し、関係機関と連携して支援を行います。

2 権利擁護体制の充実

福祉サービスを利用する人が高齢や障がい等によって判断能力が低下した場合でも、権利が擁護される体制の充実や、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する仕組みである「成年後見制度」を推進し、制度や事業に関する啓発を行います。

また、行政・社協・福祉関係機関による連携に家庭裁判所・弁護士会・司法書士会・社会福祉士会など司法分野との連携を強化し、成年後見制度の利用を促進するためのネットワークを整備します。

住民の役割	◎権利擁護が必要と思われる人の早期発見のため、地域の見守り活動を行います。
行政の役割	◎成年後見制度や権利擁護事業の利用促進、普及啓発を行います。 ◎「成年後見制度利用促進連携ネットワーク」を構築するため、司法分野の関係機関等との連携を強化します。
社協の役割	◎日常生活自立支援事業を行う専門員や生活支援員の資質向上に努めます。

3 人権・男女共同参画の啓発

人権問題に対する理解不足や誤った認識による差別や偏見のない地域社会、男性も女性もあらゆる分野で対等に活躍できる地域社会の実現を目指します。また、虐待やDVによる被害を未然に防ぐための見守りや相談体制を整備します。

住民の役割	◎人権問題に対する正しい知識が持てるよう、人権に関する理解を深めます。 ◎虐待やDVの疑いがある人を見つけた場合は、すぐに相談機関へ通報を行います。
行政の役割	◎人権侵害や差別をなくすための啓発・教育を行います。 ◎虐待に対し早急な対応ができる体制を整備し、関係機関との連携を強化します。 ◎子育てや介護をしている人の支援を行い、男女共同参画を推進します。
社協の役割	◎男性も女性も活躍できるボランティア活動の場を開拓します。 ◎地域の見守りボランティアを育成し、虐待やDVを未然に防ぐための相談体制を整備します。

4 子育て支援体制の構築

地域全体で取り組む子育て・親育てを推進するためには、家庭・学校・地域・企業・行政など社会全体で、それぞれの役割を担いながら連携と協力を持って取り組むことが重要です。また、児童虐待など要保護に対する迅速な対応も求められています。安心して子どもを産み、育てられるよう、子育て支援に関する施策の指針となる「田布施町子ども子育て支援事業計画」により、子ども子育て支援事業の推進、家庭・地域の子育て支援、保育サービスの充実、ひとり親家庭への支援などを総合的・計画的に推進します。

妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、地域の様々な関係機関と情報を共有しネットワークを構築する「子育て世代包括支援センター」を整備します。妊産婦・乳幼児等の情報を一元化し把握することで適切な支援と事後のフォローアップを行うとともに、関係機関の連携を強化し地域との協力関係を推進します。

住民の役割	◎子育ての悩みがあれば、1人で悩まず相談機関に相談します。 ◎泣き声など児童虐待が疑われた時は、すぐに関係機関に通報します。 ◎防犯パトロールなどの見守りとあいさつ・声かけなどを行います。
行政の役割	◎虐待の未然防止・早期発見のため、見守りや相談体制を強化します。 ◎妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない総合的な相談支援をワンストップ拠点で提供する「子育て世代包括支援センター」を整備し、子育てに関する関係機関の連携を強化し、地域との協働を推進します。 ◎「幼保小中連携会議」をとおして支援の必要がある児童の早期発見に努め、適切な支援につなげます。
社協の役割	◎子育てボランティアの育成・支援を行います。 ◎関係機関との連携を強化し、民生委員・児童委員による地域の実態把握や見守り相談活動を充実させます。 ◎ひとり親家庭の各種支援制度の活用を促進します。

5 社会福祉協議会の機能強化

社会福祉協議会は、地域に近い存在として住民の相談窓口、各専門機関との密接な連携など地域福祉の中心的な役割を担うことが期待されます。

地域の特性に合ったサービスの提供やボランティアの育成を一層推進するため、組織の機能強化を行います。

住民の役割	◎社会福祉協議会が行っている事業をよく知り、活動へ協力をします。
行政の役割	◎社会福祉協議会の運営費の助成や業務連携を充実させ、協働による地域福祉の推進を行います。
社協の役割	◎社会福祉協議会の活動内容を住民に知ってもらうため、情報提供や広報を積極的に行います。 ◎地域のニーズを把握し、より良いサービスの提供を行います。 ◎災害に備えてボランティアを育成します。 ◎町や福祉関係団体等との連携強化に努めます。 ◎福祉の輪づくり運動を推進します。

6 ボランティア人材育成

社会福祉協議会の重要な役割の一つとして、ボランティア人材の育成があります。大規模な災害が起きたとき、行政や社協の職員だけでは対応できません。そのような時に力を発揮するのがボランティアです。また、日頃の地域の見守りや、社協の活動も、多くのボランティアの協力があるからこそ実施することができます。地域でボランティアに携わる人を一人でも多く育成し、地域福祉の向上に努めます。

住民の役割	◎ボランティアに興味をもち、研修や活動に積極的に参加をします。
行政の役割	◎社会福祉協議会と連携し、住民のボランティア意識高揚のための取り組みを推進します。
社協の役割	◎幅広い分野でのボランティアを育成できるよう、様々な情報発信を行います。 ◎ボランティアについての研修会や講習会を実施し、ボランティア人材の育成や資質向上を図ります。 ◎ボランティア祭りを開催し、住民のボランティアへの理解や興味関心を高めます。